

令和8年度
青森市任期付職員（情報職）採用試験
Q & A

青森市総務部人事課

- Q1 「民間企業等における職務経験」とは？…………… P 2
- Q2 職務経験年数の計算・通算の方法は？…………… P 3
- Q3 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？…………… P 4
- Q4 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？…………… P 4
- Q5 職務経験から除かれる期間とは？…………… P 4
- Q6 在職期間（日にち等）が不明な場合は？…………… P 4
- Q7 青森市内試験会場以外での受験は可能？…………… P 4
- Q8 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？…………… P 5
- Q9 試験の結果は教えてもらえるのか？…………… P 5
- Q10 合格後、採用までの基本的な流れは？…………… P 5
- Q11 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の
提出ができない場合は？…………… P 5
- Q12 初任給は、どのくらいになるのか。
また、各種手当にはどのようなものがあるのか？ …………… P 6

Q1 「民間企業等における職務経験」とは？

(A) 「職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、NPO 法人等含む）、公務員、団体職員、アルバイト、パートタイマー及び青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア（※1）としての経験を含みます。

ただし、勤務・活動経験の確認のため、在職証明書等の提出（※2）が可能な職務経験に限ります。

※1 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う海外ボランティア派遣制度であり、これ以外のボランティア経験は「職務経験」への通算は不可とします。

※2 最終合格発表後に在職証明書等の提出により勤務・活動経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

また、情報職の受験資格としての職務経験としては、民間企業等において、以下のいずれかの職務経験のみに限ります。

- ・システムの企画、要件定義、設計、開発（プロジェクトの進捗管理含む。）、運用
- ・システム運用業者への指導
- ・サイバーセキュリティ対策
- ・企業等におけるデジタル広報・PR
- ・企業等における ICT 戦略の企画・立案
- ・事業部門等に対する ICT 活用のコンサルティング

Q2 職務経歴年数の計算・通算の方法は？

- (A) 受験資格算入期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までとなります。この期間外の職務経歴は、受験資格に定める職務経歴に算入できません。また、算入期間内であっても、同一民間企業等で継続して勤務する経歴が 1 年未満の場合も、受験資格に定める職務経歴に算入できません。

職務経歴年数の計算・通算の方法は、次のとおりです

【計算・通算方法】

- 年数は、企業等で勤務を開始した日（起算日）から、翌年の起算日と同じ月日の前日までを 1 年として計算します。

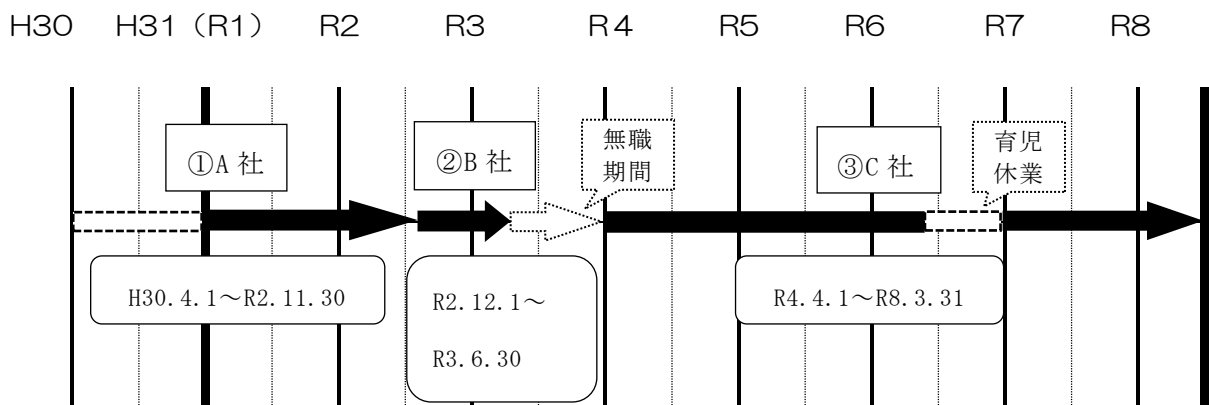
例) R1.6.9~R2.6.8 ⇒ 1 年 R1.6.9~R3.6.8 ⇒ 2 年

- 月数は、起算日から翌月の起算日と同じ日付の前日までを 1 月として計算します。

例) H31.4.20~R1.5.19 ⇒ 1 月 R2.4.1~R2.6.30 ⇒ 3 月

- 連続した 1 月以上の休業期間（病気休暇、育児休暇等：産前・産後休暇を除く）は、職務経歴期間に含むことはできません。

【例示 A さんの場合】



① A 社（社員）

在職期間 H30. 4. 1～R2. 11. 30（2 年 8 月）
 ※H30. 4. 1～H31. 3. 31（1 年）は通算できません。
 ⇒通算可能期間：1 年 8 月

②B 社（アルバイト）

在職期間 R2. 12. 1～R3. 6. 30（7 月）
 ※受験資格算入期間 1 年未満のため通算できません。
 ⇒通算可能期間：ナシ

③C 社（社員）

在職期間 R4. 4. 1～R8. 3. 31（4 年）
 育児休業期間 R5. 8. 1～R6. 3. 31（8 月）
 ※受験資格算入期間在職期間から育児休業期間を除いた期間
 ⇒通算可能期間：3 年 4 月

※上記により、A さんの職務経歴を通算すると、

①：1 年 8 月 ＋ ③：3 年 4 月 ＝ 通算職務経歴期間 5 年 0 月

となり、民間企業等における職務経歴を 5 年以上有することとなります。

Q3 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？

- (A) 契約先や派遣先として、一つの事業所等に継続して週 30 時間以上で 1 年以上勤務していれば、職務経験期間として通算は可能となりますが、契約・派遣社員としての実働期間は 1 年以上であっても、契約先や派遣先の事業所が 2 つ以上であった場合、1 事業所毎の勤務期間が 1 年未満の期間は、職務経験期間として通算することはできません。

Q4 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？

- (A) 前の会社に籍を残したままでの派遣・出向等であり、そのことを在職証明書等で証明出来る場合は、出向前後の勤務期間を通算できます。
前の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は、通算できません。

Q5 職務経験から除かれる期間とは？

- (A) 休業等（病気休暇、育児休業等）で実際に職務に従事しない期間が 1 ヶ月以上ある場合は、会社等の就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前・産後休暇（労働基準法第 65 条に基づくものをいいます。）の期間については、職務経験期間に含まれます。

この場合、当該休業期間を除き、休業前と復帰後の在職期間を合算し、1 年以上となるときは、職務経験期間として通算できます。

Q6 在職期間（日にち等）が不明な場合は？

- (A) 前の勤務先に問い合わせをする又は、公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなどして、必ず正しい在職期間を記入してください。

Q7 青森市内試験会場以外での受験は可能？

- (A) 試験会場は青森市内のみとなります。

Q8 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？

(A) 試験は土曜日又は日曜日の実施を予定しております。

Q9 試験の結果は教えてもらえるのか？

(A) この採用試験の結果については、受験者本人のみ口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを客観的に証明できる書類（運転免許証等）と受験番号の提示が必要となります。

必要書類を持参の上、午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間に、青森市総務部人事課へ直接おいでください。開示は口頭により行います。（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

開示期間は、試験の合格発表日から 1 ヶ月間です。なお、電話での問い合わせにはお答えしません。

Q10 合格後、採用までの基本的な流れは？

(A) 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経歴期間の確認のため勤務していた企業等が発行する在職証明書等を提出していただきます。**職務経歴期間が確認できない場合は、採用されませんのでご注意ください。**

なお、最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されますが、採用は**令和 9 年 4 月 1 日以降**になります。採用が決定し次第、採用決定通知書が送付されます。

Q11 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の提出ができない場合は？

(A) 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむ得ない事情で、在職証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。

これらの書類提出もできない場合は、職務経歴期間として通算できません。

Q12 給料月額、どのくらいになるのか。また、各種手当にはどのようなものがあるのか？

(A) 給料月額は 30 万円程度となります。

各種手当は、支給要件に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当が支給されるほか、期末・勤勉手当も支給されます。

【例示 A さんの場合 妻（無職無収入）、子ども 2 人（10 歳、13 歳）】

給料月額 30 万円程度

通勤手当 自家用車の場合 3,700 円／月（片道 4 km 以上 5 km 未満）
※バスや電車での通勤は定期券相当額を支給

住居手当 最大 27,000 円
※計算方法(家賃月額－23,000 円)×1／2＋11,000 円

扶養手当 26,500 円（妻 6,500 円、子ども 10,000 円×2 人）

期末・勤勉手当 約 139.5 万円（年 4.65 月相当）

※各種手当の月額等は令和 8 年 4 月 1 日現在のものです。